

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目13番17号
株 式 会 社 ぱ ど
代表取締役社長 倉 橋 泰

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都品川区上大崎二丁目13番17号 目黒東急ビル2F
当社 本社 会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第31期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pado.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〈添付書類〉

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料費高騰による景気への慎重な気配はあるものの、企業活動・家計活動共に緩やかな回復傾向が続いております。

当社グループの属するフリーペーパー・広告市場においては、スマートフォンを前提とした動画コンテンツの拡大、及び、購買行動データを基にしたデジタルマーケティングの普及、拡大により、従来型の紙メディアに対するクライアントの需要は低減しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社は、売上利益計画達成に向け、クライアントの年度末予算の獲得を狙った媒体強化に着手しました。第4四半期では、よりターゲットを明確にした経営者向け媒体「AFFLUENT for PRESIDENT」、及び、ポストシニア世代向け媒体「ricco」の2媒体を新創刊し、さらに、Webでの情報発信を強化するため、当社が持つ求人情報を掲載する「ぼどJOB」サイトを新規にオープンさせ、クライアントに対し、紙媒体とWeb商材をセットにした複合的な提案を行い、新規の受注獲得に努めました。

また、紙媒体のページコントロールの精度向上による原価削減（粗利率改善）及び販管費削減を着実に推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は7,198,857千円（前年同期比2.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益234,338千円（前年同期は311,302千円の損失）、経常利益236,138千円（前年同期は338,870千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益192,348千円（前年同期は561,149千円の損失）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、230,247千円であり、その主なものは次のとおりであります。

医療介護人材派遣登録サイト	15,500千円
ぱどんな2000リニューアル開発	21,211千円
美容クリニックポータルサイト着手金	15,001千円

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、米国の通商政策の動向や、欧州、東アジアにおける不確実性の高まりについて留意する必要があるものの、国内経済は設備投資や雇用の拡大を背景に、緩やかな回復基調が継続するものと考えられます。

一方、当社グループの属するフリーペーパー・広告市場においては、引き続き、デジタル広告市場拡大の一方で従来のマスメディア広告市場は前年割れが続き、出稿企業も、より直接的な効果のある販促分野への予算シフトが進み、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

当社グループは、前連結会計年度まで3期連続して営業損失を計上し、当連結会計年度においても営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。かかる状況を解消又は改善するため、資金面においては、継続的な事業展開と安定した収益基盤の整備に必要な資金として、平成29年2月13日、RIZAPグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社を引受先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議し、平成29年3月31日に本第三者割当増資の払込を受けました。また、営業面においては平成29年3月29日にRIZAPグループ株式会社と広告出稿業務委託契約を締結したことにより、RIZAPグループ株式会社及びその子会社からの継続的な受注が見込まれる状況となっており、さらにRIZAPグループ株式会社及びその子会社以外との取引を拡大するため、以下の施策を推進してまいります。

① 基幹事業であるメディア関連事業

メディア関連事業の中心であるフリーペーパー事業の配布エリア・頻度・部数

等の適正化を継続するとともに、印刷から配布までのサプライチェーンの最適化等の実施によるコスト面での改善、また、Web商材等との複合的な提案により収益性を確保してまいります。

②新規事業

人材派遣事業等の新規事業における積極的な人員投下による売上、利益の拡大を推進することにより、一層の収益性向上を目指してまいります。また、フリーペーパー事業の本質的な強み（読者へのリーチ、配布ネットワーク、コンテンツ開発力）を梃とした新たな事業を積極的に展開し、既存事業強化や新規事業推進に向けて、将来的には積極的にM&A及び事業提携等を検討してまいります。

当連結会計年度末において、現金及び預金残高は1,781,864千円であり、必要な運転資金を確保していること、さらに、有利子負債643,630千円（総資産の18.0%）を有しておりますが、遅滞なく返済されていることから、財務面に支障はないものと考えています。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、連結計算書類への注記は記載しておりません。

(9) 財産及び損益の状況

	第28期 平成27年 3月期	第29期 平成28年 3月期	第30期 平成29年 3月期	第31期 (当連結会計年度) 平成30年 3月期
売上高 (千円)	7,902,644	7,539,416	6,997,713	7,198,857
経常利益 / 損失 △ (千円)	△117,257	△179,062	△338,870	236,138
親会社株主に帰属する 当期純利益 / 純損失 △ (千円)	△129,489	45,765	△561,149	192,348
1株当たり当期純利益/純損失△ (円)	△23.59	8.34	△84.82	10.12
総資産 (千円)	3,463,756	3,273,001	3,512,166	3,570,299
純資産 (千円)	579,232	624,526	1,067,409	1,272,005

(注) 1株当たり当期純利益/純損失△は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社

① 重要な親会社の状況

1. 親会社との関係

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
R I Z A P グループ(株)	1,400,750千円	71.1%	グループの中長期経営戦略の立案・遂行、グループ各社の事業戦略実行支援・事業活動の管理

2. 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当社利益を害さないように留意した事項

当社は、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ぱどデザイン工場	30,000千円	100.0%	生活情報誌のデザイン、版下制作及び編集業務
(株)仙台ぱど	40,000千円	86.0%	生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供、その他代理店業務等
(株)九州ぱど	120,000千円	77.5%	生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供、その他代理店業務等
(株)ぱどラボ	90,000千円	90.3%	インターネット広告事業、インターネットASP事業、広告代理業
(株)コミュニースタイル	40,000千円	100.0%	インターネットコミュニティシステムの開発・運営・管理、システムのASP提供

(注) 1. 当期の連結子会社は上記「重要な子会社の状況」に記載されている5社のみであります。

(注) 2. 当連結会計年度の概要は、「財産及び損益の状況」に記載の通りであります。

(注) 3. (株)コミュニースタイルは、平成30年2月1日付けで子会社株式会社すべてを売却したことにより連結の範囲から除外しております。なお、平成30年1月1日をみなし売却日として、(株)コミュニースタイルが当社の連結子会社であった期間中の損益計算書は連結損益計算書に含めております。

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

1. 生活情報誌「ぱど」の出版・頒布及び各種情報の提供
2. フランチャイズシステムによる生活情報誌「ぱど」の出版・頒布及び各種情報の提供
3. 前号に伴う加盟会社への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び発注代行業務並びに加盟会社の募集
4. 電話回線、インターネット等を利用した各種情報処理・情報提供サービス業
5. ダイレクトメール・チラシ及び小荷物の受託配送事業
6. 宣伝・広告物・催事の企画、製作、運営及び代理店業務
7. 労働者派遣業・有料職業紹介事業

(12) 本社及び主要な支局、事業所（平成30年3月31日現在）

本 社：品川区上大崎2-13-17 目黒東急ビル
横 浜 支 局：横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル
城 南 支 局：品川区上大崎2-13-17 目黒東急ビル
城 北 支 局：豊島区高松1-11-15 モリタビル西池袋
城 東 支 局：足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル
町 田 支 局：町田市森野1-35-1 ジアロ町田ビル
立 川 支 局：立川市錦町1-8-7 立川錦町ビル
埼 玉 支 局：さいたま市大宮区宮町2-55-2 第一大宮ビル
埼 玉 東 支 局：越谷市弥生町2-20 井橋第2ビル
浜 松 支 局：浜松市東区西塚町200 ガスビルディングサーラ浜松
湘 南 支 局：藤沢市鵠沼橋1-17-13 フジサワツインビル
関内オフィス：横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル

(13) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）
308	27（増）	36.67	8.75

（注）従業員数は就業人数であります。なお、臨時従業員数につきましては71.9名（年間平均人員）であり上記従業員数に含まれておりません。

(14) 主な借入先 (平成30年 3月31日現在)

(単位: 千円)

借 入 先	借 入 額
(株)横浜銀行	354,950
(株)みずほ銀行	95,560
(株)商工組合中央金庫	33,114

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,003,115株
- (3) 当期末株主数 3,553名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
R I Z A P グ ル ー プ (株)	13,513,515	71.11
(有) 日 本 デ ザ イ ン 研 究 所	1,372,500	7.22
倉 橋 泰	1,139,300	6.00
ば ど 社 員 持 株 会	220,900	1.16
石 川 雅 夫	156,000	0.82
倉 橋 遼 平	122,300	0.64
倉 橋 文 平	107,200	0.56
倉 橋 マ リ 子	107,200	0.56
篠 宮 常 夫	54,400	0.29
鈴 木 博 士	52,500	0.28

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年6月22日開催の当社第30期定時株主総会の決議により、発行可能株式総数が前期末と比べ、5,000,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	倉 橋 泰	
取締役副社長	藤 田 明 久	事業統括本部長
専 務 取 締 役	石 川 雅 夫	管理統括本部長
取 締 役	市 川 航 介	経営企画本部長
取 締 役	森 英 文	
取 締 役	加 来 武 宜	
常 勤 監 査 役	鈴 木 博 士	
監 査 役	窪 川 秀 一	
監 査 役	松 室 哲 生	

- (注) 1. 取締役森英文氏は、社外取締役であります。
- (注) 2. 監査役窪川秀一及び松室哲生の両氏は、社外監査役であります。
- (注) 3. 取締役森英文氏、監査役窪川秀一氏及び監査役松室哲生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注) 4. 監査役窪川秀一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注) 5. 取締役小泉一郎氏及び監査役河野浩氏は平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
- (注) 6. 取締役藤田明久、市川航介及び加来武宜の3氏並びに監査役松室哲生氏は平成29年6月22日開催の定時株主総会において選任され就任いたしました。
- (注) 7. 取締役藤田明久氏は、平成30年3月31日をもって辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 取締役及び監査役の重要な兼職の状況の明細

区 分	氏 名	兼 務 す る 他 の 法 人 等	兼 務 の 内 容
取締役	倉 橋 泰	(株)ばどデザイン工場	代表取締役
		(株)仙台ばど	取締役
		(株)ばどラボ	代表取締役
		(株)九州ばど	取締役
	藤 田 明 久	—	
		(株)ばどデザイン工場	代表取締役
	石 川 雅 夫	(株)仙台ばど	取締役
		(株)ばどラボ	取締役
		—	
	市 川 航 介	—	
	森 英 文	(株)トライアムパートナーズ	代表取締役 CEO
	加 来 武 宜	R I Z A P グループ(株)	取締役
		R I Z A P (株)	取締役
		R I Z A P イノベーションズ(株)	取締役
		R I Z A P E N G L I S H(株)	取締役
		健康コーポレーション(株)	取締役
(株)ジャパングートウェイ		代表取締役	
(株)エンパワープレミアム		代表取締役	
マ ル コ (株)	取締役		

区 分	氏 名	兼 務 する 他 の 法 人 等	兼 務 の 内 容
監査役	鈴木 博 士	(株) ば ど デ ザ イン 工 場	監 査 役
		(株) 仙 台 ば ど	監 査 役
		(株) ば ど ラ ボ	監 査 役
		(株) 九 州 ば ど	監 査 役
	窪 川 秀 一	(株) ば ど シ ッ プ	監 査 役
		四谷パートナーズ会計事務所	代 表
		ソフトバンクグループ(株)	社 外 監 査 役
		デジタルアーツ(株)	監査等委員である取締役
	松 室 哲 生	共 立 印 刷 (株)	社 外 監 査 役
		(株) プイネット・ジャパン	代 表 取 締 役
		デジタルワン(株)	社 外 取 締 役
		(株) D Y M	社 外 取 締 役
	三 共 生 興 (株)	社 外 取 締 役	

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 52,710千円 (うち社外 1名 1,800千円)

監査役 4名 11,184千円 (うち社外 3名 3,624千円)

(4) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	森 英 文	当期開催の取締役会全13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監 査 役	窪 川 秀 一	当期開催の取締役会全13回中12回に出席し、また、当期開催の監査役会全12回中11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	松 室 哲 生	監査役就任後に開催の取締役会全11回の全てに出席し、また、監査役就任後に開催の監査役会全10回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠などを当社の事業規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。
- (注) 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、株主総会に提出する「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のように定め、その内容を携帯用カードにとりまとめ、取締役及び使用人に配布すると同時に、その精神を代表取締役がグループ内で継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動をグループ内に徹底しております。

『ばどグループはコンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼される健全な企業活動を実践します。』

コンプライアンス委員会を設置し、関連規程の整備・コンプライアンスガイドラインの作成・内部通報制度の運営・社内教育の実施などグループ全体のコンプライアンスの徹底と意識の向上を推進しております。

また、監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、内部監査室が代表取締役の直接指揮の下に内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監視しております。

当社及び当社グループ会社の役員・使用人は、法令違反等コンプライアンスの基本原則に悖る行為を発見した場合には、ルールに従い直ちに報告を行うこととなっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社では、株主総会・取締役会・経営戦略会議・その他重要な会議の議事録や関連資料、取締役会が決裁した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、文書取扱規程に基づき適切に保存し管理しております。

また上記の文書等につきましては、監査役及び内部監査室が常時閲覧可能な体制を整備しており、文書取扱規程の改訂に際しましては代表取締役の承認を必要としております。さらに情報システムにつきましても、常にその安全を監視し、適切な設備を整備し適切に運用しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを経営戦略会議及びコンプライアンス委員会で定期的に認識評価し、平時より優先度に応じて具体的な予防策の整備を関連部署に指示し、その進捗状況をチェックしております。

また、リスクが顕在化した場合は、危機管理規程に基づき、代表取締役が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じてまいります。

内部統制システム全般の構築を担い、コンプライアンス・危機管理・労働安全衛生の各種施策を推進し、それらの実効性を確保するため、コンプライアンス委員会・労使委員会等の専門委員会を組織し、権限と責任を明確化し、取締役会や監査役への報告を求める等、グループ全体の内部統制を包括的・計画的に管理する体制を整備しております。

さらに、企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備すると共に、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応してまいります。

- ④ 当社及び当社グループ会社の取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にしております。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取締役会に報告させております。

また、監査役は内部監査室と相互に連携し、代表取締役及び各取締役の職務の執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し必要に応じて、助言・勧告を行っております。

- ⑤ 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社についても「コンプライアンス方針」を共有しており、当社と一体的に行う事業については当社と共同して、また子会社が独立的に行う事業につきましては当社と連携しつつ独自に体制の整備を推進しております。

各子会社は必要に応じて、当社の専門委員会等の会議に参加し、議事録や資料の送付を受けると共に、独自に必要な組織を構築しております。また、当社グループ間の取引につきましては、その必要性・妥当性等について厳密なチェックを行い、透明性を確保しております。監査役や内部監査室においては、子会社の監査役や内部監査組織とも連携し、各子会社の監査を定期的に実施しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに、その使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議し同意を得た上で、適任と思われる使用人を指名いたします。また、使用人が監査役を補助すべき期間中、当該使用人の指揮命令は監査役が行い、人事考課につきましては常勤監査役が実施いたします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行っております。また、当社及び当社グループ会社の取締役の業務執行状況の報告を取締役会におきまして定期的に受けております。

代表取締役及び各取締役は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告することとしております。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応することとしております。

監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じます。

また、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保しております。監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、年4回コンプライアンス委員会を開催しております。規程・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行っており、必要な情報を取締役会に報告することとしております。年4回のコンプライアンステスト、年1回のヘルプラインアンケートを実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用等、実態を多面的、かつ、多層的に調査しております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきますと、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,117,204	流動負債	1,951,734
現金及び預金	1,781,864	支払手形及び買掛金	584,827
受取手形及び売掛金	1,202,245	電子記録債務	523,049
有価証券	100,000	短期借入金	48,000
仕掛品	6,784	1年内返済予定の長期借入金	311,301
原材料及び貯蔵品	1,377	リース債務	16,660
その他	45,143	未払金	168,154
貸倒引当金	△20,209	未払費用	53,353
		未払法人税等	46,077
		未払消費税等	64,957
固定資産	453,094	前受金	39,334
有形固定資産	62,706	預り金	12,531
建物	26,766	賞与引当金	81,632
工具器具及び備品	35,940	資産除去債務	1,852
無形固定資産	134,724	固定負債	346,560
商標権	318	長期借入金	228,415
ソフトウェア	87,529	リース債務	39,254
ソフトウェア仮勘定	46,877	繰延税金負債	2,044
投資その他の資産	255,663	資産除去債務	34,646
投資有価証券	26,806	その他	42,200
破産更生債権等	27,319		
敷金及び保証金	186,398	負債合計	2,298,294
その他	42,032		
貸倒引当金	△26,892	純資産の部	
		株主資本	1,209,487
		資本金	1,026,535
		資本剰余金	811,033
		利益剰余金	△628,081
		その他の包括利益累計額	8,087
		その他有価証券評価差額金	8,087
		非支配株主持分	54,429
		純資産合計	1,272,005
資産合計	3,570,299	負債及び純資産合計	3,570,299

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,198,857
売 上 原 価		3,948,320
売 上 総 利 益		3,250,536
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,016,198
営 業 利 益		234,338
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	65	
受 取 配 当 金	454	
受 取 手 数 料	394	
違 約 金 収 入	3,111	
賠 償 金 収 入	683	
助 成 金 収 入	2,340	
そ の 他	5,773	12,822
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,905	
そ の 他	1,116	11,021
経 常 利 益		236,138
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		236,138
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,980	38,980
当 期 純 利 益		197,158
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,809
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		192,348

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				その他の包括 利益累計額 その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計			
当 期 首 残 高	1,026,535	811,033	△826,728	1,010,840	6,949	49,619	1,067,409
当 期 変 動 額							
連結範囲の変動			6,299	6,299			6,299
親会社株主に帰属する当期純利益			192,348	192,348			192,348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,137	4,809	5,947
当 期 変 動 額 合 計			198,647	198,647	1,137	4,809	204,595
当 期 末 残 高	1,026,535	811,033	△628,081	1,209,487	8,087	54,429	1,272,005

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

① 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

(株)ぱどデザイン工場

(株)仙台ぱど

(株)ぱどラボ

(株)コミュニスタイル

(株)九州ぱど

※(株)コミュニスタイルは、平成30年2月1日付けで子会社株式すべてを売却したことにより連結の範囲から除外しております。なお、平成30年1月1日をみなし売却日として、(株)コミュニスタイルが当社の連結子会社であった期間中の損益計算書は連結損益計算書に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

(株)ぱどシップ

連結の範囲から除いた理由

(株)ぱどシップは小規模であり、総資産・売上高・当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

② 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 該当なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社数 1社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(株)ぱどシップ

持分法を適用しない理由

(株)ぱどシップは小規模であり、総資産・売上高・当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの 総平均法に基づく原価法によっております。

(ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

仕掛品 個別法によっております。

貯蔵品 移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～30年

工具、器具及び備品 3～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

商標権 定額法によっております。

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
(自社利用分) によっております。

(iii) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 90,959千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 当連結会計年度末における発行済株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	当期増加	当期減少	当連結会計年度末
普通株式	19,003,115株	一株	一株	19,003,115株

② 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力の発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

③ 当連結会計年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社のグループは、事業を行うための設備投資資金及び運転資金については、銀行借入により調達しております。また、当社のグループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に安全性の高い投資信託及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、販売管理規程に従い、営業債権について各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をしており、支払金利の抑制に努めております。また、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、また、安全性の高い投資信託以外のものについては、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち33%が特定の大口顧客に対するものであります。

② 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,781,864	1,781,864	—
(2)受取手形及び売掛金	1,202,245	1,202,245	—
(3)有価証券	100,000	100,000	—
(4)投資有価証券	16,376	16,376	—
(5)敷金及び保証金	186,398	174,766	△11,631
資産計	3,286,883	3,275,251	△11,631
(1)支払手形及び買掛金	584,827	584,827	—
(2)電子記録債務	523,049	523,049	—
(3)短期借入金	48,000	48,000	—
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	539,716	550,638	10,922
(5)リース債務(1年内返済予定を含む)	55,914	55,123	△791
負債計	1,751,508	1,761,639	10,130

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 有価証券
これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価については、取引所の価格によっております。
その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,376	6,244	10,132
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		16,376	6,244	10,132

(注)表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

- (5) 敷金及び保証金
これらの時価は、回収予定額を国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務並びに(3) 短期借入金
これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金、並びに(5) リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式※1	10,430
計	10,430

※1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(4)投資有価証券には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,781,864	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,202,245	—	—	—
敷金及び保証金	30,947	29,539	44,186	81,724
合計	3,015,056	29,539	44,186	81,724

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	311,301	198,050	29,904	461	—	—
リース債務	16,660	11,937	11,937	10,597	4,781	—
合計	327,961	209,987	41,841	11,058	4,781	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	64円07銭
1株当たり当期純利益	10円12銭

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

10. その他の注記

① 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動)

繰延税金資産

未払賞与	24,442千円
未払社会保険料	3,330千円
貸倒引当金	6,095千円
仕掛品	682千円
未払事業税	6,082千円
未払事業所税	1,178千円
資産除去債務	567千円
その他	11,702千円
評価性引当額	<u>△54,081千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>—</u></u>

(固定)

繰延税金資産

貸倒引当金	8,234千円
投資有価証券	2,895千円
減価償却費	29,349千円
繰越欠損金	217,990千円
資産除去債務	10,608千円
電話加入権	2,603千円
その他	1,326千円
評価性引当額	<u>△270,576千円</u>
繰延税金資産小計	<u>2,431千円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△2,431千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>—</u></u>

繰延税金負債

建物	2,431千円
有価証券評価差額金	<u>2,044千円</u>
繰延税金負債小計	<u>4,475千円</u>
繰延税金資産との相殺	<u>△2,431千円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>2,044千円</u></u>

② リースにより使用する固定資産に関する注記
該当事項はありません。

③ 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職金制度の概要

当社及び連結子会社は、平成28年3月期より確定拠出年金制度に加入しております。

(2) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、当連結会計年度15,954千円であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,575,556	流動負債	1,799,179
現金及び預金	1,323,900	電子記録債務	455,877
受取手形	2,191	買掛金	568,547
売掛金	1,121,012	短期借入金	48,000
有価証券	100,000	一年以内返済予定の長期借入金	306,297
原材料及び貯蔵品	96	リース債務	12,489
前払費用	25,983	未払金	155,856
未収入金	12,662	未払費用	41,706
その他	8,079	未払法人税等	40,695
貸倒引当金	△18,370	未払消費税等	56,694
固定資産	709,970	前受金	32,370
有形固定資産	43,559	預り金	10,441
建物	25,367	賞与引当金	68,349
工具器具及び備品	18,192	資産除去債務	1,860
無形固定資産	101,641	固定負債	322,796
商標権	318	長期借入金	223,779
ソフトウェア	54,446	リース債務	24,307
ソフトウェア仮勘定	46,877	資産除去債務	30,465
投資その他の資産	564,769	繰延税金負債	2,044
投資有価証券	16,806	その他	42,200
関係会社株式	323,400	負債合計	2,121,975
破産更生債権等	26,917	純資産の部	
長期前払費用	342	株主資本	1,155,463
敷金及び保証金	182,328	資本金	1,026,535
その他	41,464	資本剰余金	811,033
貸倒引当金	△26,490	資本準備金	811,033
		利益剰余金	△682,105
		その他利益剰余金	△682,105
		繰越利益剰余金	△682,105
		評価・換算差額等	8,087
		その他有価証券評価差額金	8,087
		純資産合計	1,163,551
資産合計	3,285,527	負債及び純資産合計	3,285,527

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,368,873
売 上 原 価		3,613,617
売 上 総 利 益		2,755,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,592,149
営 業 利 益		163,106
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
有 価 証 券 利 息	51	
受 取 配 当 金	3,452	
受 取 手 数 料	2,474	
違 約 金 収 入	3,111	
賠 償 金 収 入	613	
そ の 他	5,826	15,542
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,476	
そ の 他	872	10,348
経 常 利 益		168,299
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13,959	13,959
税 引 前 当 期 純 利 益		182,258
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,106	27,106
当 期 純 利 益		155,152

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,026,535	811,033	△837,257	1,000,311	6,949	1,007,261
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益			155,152	155,152		155,152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,137	1,137
当 期 変 動 額 合 計			155,152	155,152	1,137	156,290
当 期 末 残 高	1,026,535	811,033	△682,105	1,155,463	8,087	1,163,551

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 総平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの 総平均法に基づく原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

③ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～30年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

商標権 定額法によっております。

ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

- ④ 引当金の計上基準
 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 78,765千円
- ② 関係会社に対する債権・債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 64,388千円 |
| 短期金銭債務 | 75,577千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売	上	高	250,154千円
仕	入	高	544,070千円
販売費及び一般管理費			53,494千円
営業取引以外の取引高			2,080千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動)

繰延税金資産	
未払賞与	20,928千円
未払社会保険料	2,846千円
貸倒引当金	5,625千円
仕掛品	682千円
未払事業所税	1,178千円
未払事業税	5,611千円
未払賃借料	1,925千円
未払修繕費	3,019千円
資産除去債務	567千円
概算計上原価	29千円
概算計上販売費及び一般管理費	5,980千円
その他	671千円
評価性引当額	△49,064千円
繰延税金資産の純額	—

(固定)

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,111千円
投資有価証券	2,895千円
資産除去債務	9,328千円
繰越欠損金	190,528千円
減価償却費	23,410千円
電話加入権	2,603千円
その他	845千円
評価性引当額	△235,548千円
繰延税金資産小計	2,175千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△2,175千円
繰延税金資産の純額	—

繰延税金負債

建物	2,175千円
有価証券評価差額金	2,044千円
繰延税金負債小計	4,219千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△2,175千円
繰延税金負債の純額	2,044千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)1	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)(注)2
子会社	㈱ばどデザイン工場	横浜市 中区	30,000	広告制作業	所有 直接100%	デザイン及び版下制作 役員の兼任	制作代等	357,011	買掛金	34,282
子会社	㈱ばどラボ	東京都 品川区	90,000	広告業	所有 直接90.3%	Web制作 役員の兼任	WAP利用料	2,080	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 営業取引については、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	61円23銭
1株当たり当期純利益	8円16銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月24日

株式会社 ばど
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ばどの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ばど及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社 ぱど
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 村 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 増 田 涼 恵 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぱどの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株式会社 ばど 監査役会

常勤監査役 鈴木 博士 ㊟
監査役(社外監査役) 窪川 秀一 ㊟
監査役(社外監査役) 松室 哲生 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第10条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)

現 行	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第22条 (条文省略)</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役(監査等委員である取締役を除く。)を選定することができる。</p> <p>(役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>

現 行	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p>(常勤の監査役) <u>第30条 監査役会は、その決議によつて常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(報酬等) <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第34条 当社は、監査役（監査役であつたものを含む）の会社法第423条第1項の責任につき、その監査役が職務を行うにおいて、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

現 行	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> (常勤の監査等委員) <u>第 2 8 条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第 2 9 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 3 0 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計 算 <u>第 3 5 条～第 3 8 条</u> (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算 <u>第 3 1 条～第 3 4 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p><u>第 1 条 第 31 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>第 31 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	なかむらしろう 中村史朗 (昭和46年12月5日)	平成6年4月 三菱商事株式会社入社 平成16年6月 ダートマス大学経営学修士 (MBA) 平成16年8月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成19年1月 株式会社レインズインターナショナル取締役 株式会社コスト・イズ取締役 平成19年11月 株式会社レインズインターナショナル専務取締役兼COO レインズインターナショナルシンガポールPresident 東京牛角董事長 平成19年12月 株式会社レックス・ホールディングス取締役 平成22年11月 株式会社USEN代表取締役社長CEO 平成24年12月 株式会社アルメックス代表取締役社長 平成30年3月 RIZAPグループ株式会社メディア関連事業統括責任者 (現任) 平成30年4月 当社会長 (現任) 株式会社サンケイリビング新聞社代表取締役会長 (現任) 株式会社リビングプロシード社代表取締役会長 (現任)	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する株式の数
2	いちかわ こうすけ 市川航介 (昭和58年3月20日)	平成18年4月 株式会社ベクトル入社 平成21年2月 株式会社インテグレート入社 平成23年11月 株式会社カヤック入社 平成25年1月 旧健康コーポレーション株式会社 (現RIZAPグループ株式会社) 入社 グローバルメディカル研究所株式会社 (現RIZAP株式会社) 出向 当社取締役経営企画室長 平成29年6月 当社取締役経営企画本部長 (現任) 平成29年8月 当社取締役経営企画本部長 (現任) 平成30年4月 当社取締役メディア事業本部長 (現任)	-株
3	こいづみ いちろう 小泉一郎 (昭和39年12月4日)	昭和63年9月 株式会社総合旅行サービス入社 平成元年7月 当社入社 平成13年10月 当社FC推進部長 平成15年6月 当社取締役 株式会社仙台ばど取締役 平成18年6月 株式会社ばどデザイン工場 代表取締役 平成18年10月 株式会社ばどラボ取締役 (現任) 平成19年4月 株式会社九州ばど設立 代表取締役 (現任) 平成19年7月 当社取締役FC推進本部長 平成21年2月 株式会社阪神ばど取締役 平成22年4月 当社取締役事業統括本部長 平成23年6月 株式会社阪神ばど代表取締役 平成24年6月 株式会社ばどポイント取締役 平成29年10月 当社事業本部長兼FC推進事業部長 平成30年4月 当社メディア事業本部インフラグループ長兼FC推進事業部長 (現任)	9,000株
4	おぎわ やすじ 小澤康二 (昭和48年11月16日)	平成11年9月 当社入社 平成23年7月 当社埼玉東支局長 平成29年10月 当社事業統括本部第3事業部長 (現メディア事業本部第3グループ長) (現任)	1,200株
5	いとうし のり 伊藤俊徳 (昭和54年9月10日)	平成14年4月 税理士法人トーマツ入所 平成20年4月 アクセンチュア株式会社入社 平成27年9月 特定非営利活動法人NEWVERY理事 平成30年5月 RIZAPグループ株式会社入社 (現任)	-株

(注) 1. 小泉一郎氏が代表取締役を務めております株式会社九州ばどとの間で当社は協定書に基づいた商取引がある他、子会社として発行済株式総数の77.5%を保有し、社員の出向をしております。

(注) 2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
1	お だ まさ ふみ 小 田 将 史 (昭和53年1月26日)	平成12年4月 株式会社アイネス入社 平成19年9月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成23年10月 ヤマシンフィルタ株式会社入社 平成26年10月 エムスリードクターサポート入社 平成28年8月 PwCあらた有限責任監査法人入所 平成30年5月 RIZAPグループ株式会社入社（現任）	-株
2	もり ひで ふみ 森 英 文 (昭和40年2月9日)	昭和63年4月 株式会社リクルート入社 平成13年4月 同社HRディビジョンカンパニー代理店事業部長 平成18年4月 同社執行役員（中国事業開発担当） 上海瑞可利投資諮詢有限公司 董事長兼総経理 平成24年4月 株式会社リクルートホールディングス顧問 平成25年4月 株式会社トライアムパートナーズ代表取締役CEO（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任）	-株
3	まつ ひろ とつ お 松 室 哲 生 (昭和26年2月15日)	昭和51年12月 株式会社ダイヤモンド入社 平成7年5月 同社「週刊ダイヤモンド」編集長 平成12年6月 同社取締役雑誌局長 平成13年6月 同社代表取締役専務 平成17年4月 株式会社ブイネット・ジャパン代表取締役社長（現任） 平成22年6月 デジタルワン株式会社社外取締役（現任） 平成27年7月 株式会社DYM社外取締役（現任） 平成29年6月 当社社外監査役（現任） 三共生興株式会社社外取締役（現任）	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
(注) 2. 森英文、松室哲生の両氏は、社外取締役候補者であります。

- (注) 3. 森英文氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社リクルートにて勤務し、執行役員を務めてこられ、広告営業・マーケティングに豊富な経験及び見識を有しているためです。今後は、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保するとともに、当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- (注) 4. 松室哲生氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタント業務の経験等を活かして当社の経営全般に助言を頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (注) 5. 当社は、森英文、松室哲生の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
- (注) 6. 当社は、森英文氏及び松室哲生氏が選任された場合には各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、上記契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第13期定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内とさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5千万円以内とさせていただきますと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区上大崎二丁目13番17号
目黒東急ビル2F
当社 本社 会議室
JR 山手線 「目黒」駅 徒歩4分
東急目黒線、東京メトロ南北線、
都営三田線「目黒」駅 徒歩5分

